

# インドにおける2004-05年度発足の国民会議派主導第1次 UPA 連合政権および2009-10年度発足の同第2次連合政 権下における公企業の株式売却・民営化政策とその実態

立 山 杣 彦

## Abstract

The wide-ranging economic liberalisation in India made progress in order to meet conditionality imposed by the IMF that was required for the loan to overcome the unprecedented foreign debt crisis since January 1991. Since the Industrial Policy Statement of July 1991, the public sector enterprises has been reformed in many ways. Disinvestment and privatisation in public enterprises that I study in this article is taken as a part of it.

The Congress government inaugurating in June 1991 adopted the policy of sale of minority shareholding in the Central Public Sector Enterprises (CPSEs), and a number of governments since then also continued to take the same policy. After that, the BJP (Bharatiya Janata Party: Hindu nationalist party)-led National Democratic Alliance (NDA) government was formed in March 1998. The situation took on a new aspect. Under that government, the policy of minority shareholding sale in CPSEs changed into one of "strategic sale" without real discussion. The latter means transferring not only of substantial shareholding but also control of management in CPSEs. This represents the privatisation of CPSEs.

Such has been discussed in my other articles.

After the BJP-led NDA Government, the 1st Congress-led UPA

government inaugurated in May 2004 with left parties support outside cabinet. This government complicated the policy of disinvestment and privatisation in CPSEs. Receipts through sale of shareholding in CPSEs was also poor. Meanwhile, the revival and breakdown of the “ strategic sale ” drama seemed to be played. And then the left parties withdrew support outside cabinet over the atomic power agreement between India and the USA.

Congress changed the administrative framework, and kept the allied government. In the following year, Congress won the general election with the new alliance. The 2nd Congress-led UPA government inaugurated with left parties disappearing. Therefore, the 2nd Congress-led UPA government got the expanded degree of freedom in selecting policies.

In two years 2009-10/2010-11 , the policy of disinvestment and privatisation in CPSEs changed radically. Receipts through sale of shareholding in CPSEs increased drastically. The government proposed to encourage “ People’s Ownership of PSUs ( Public Sector Undertakings) ” based on the programme to broadbase the ownership of CPSUs. The Minister of Finance advertised to attract around 5 million retail investors in the year 2010-11 .

This article inquire into above matters. I raise many questions. What is the actual situation of “ 5 million retail investors ” ? What will be the future policy of disinvstment and privatisation by the 2nd Congress-led UPA government that got the expanded degree of freedom in selecting policies ? .....

**Keywords:** Minority shareholding sale; “ Strategic sale ” ; “ People’s Ownership of PSUs ” ; 5 million retail investors; the expanded degree of freedom in selecting policies

## はじめに

インドにおいては、1991年7月以降、未曾有の対外債務危機とIMFよりの借款導入に伴うコンディショナリティ充足を契機として、「静かな革命」とも評された経済自由化政策が前面に打出され、広範な経済自由化が進行していくこととなる。公企業部門についても、91年産業政策声明以降様々な面で公企業部門改革が進められた。本稿で取上げる公企業の株式売却・民営化もその一環である。

1991年発足の国民会議派政権から98年発足の人民党主導国民民主連合（NDA）政権までの、公企業の株式売却・民営化をめぐる政策・実態の推移については、既に前稿において取上げ一定程度明らかにした（拙稿「インドにおける経済自由化と公企業部門改革（下-1/下-2）」『経営と経済』第87巻4号（2008年3月）/第89巻3号（2009年12月）。国民会議派政権下での少数株式売却を中心とする政策より出発し、しばらくはこの株式売却形態を中心とする政策の政権が続くが、その後ヒンドゥー至上主義勢力を支持基盤とする人民党主導の連合政権の下では、本格的な議論がなされぬまま事実上の公企業民営化である公企業株式の「戦略的売却」を政策の支柱とする局面を迎えるに至った。

その後、2004年5月国民会議派を中心とし、左翼政党の閣外支持を得て第1次統一進歩連合（UPA）政権が発足した。この政権の下では、国民会議派内、連合政権内党派間、および与党の左翼政党との関係など複雑であり、株式売却・民営化政策の紆余曲折は著しく、株式売却額も少なかった。さらに、印米原子力協定をめぐり、左翼政党が閣外支持を撤回し、国民会議派は急遽政権枠組みの組替えを行い政権を維持し、翌09年の総選挙を乗切り、第2次UPA政権を発足させた。その下で大胆な少数株式売却政策を打出し、これまでのところ株式売却額の増加も顕著である。本稿では、こうした国民会議派を中心とする第1次・第2次UPA連合政権の、各々の公企業株式売

却・民営化政策とその実態を取上げることとする。

## 2004-05年度発足の国民会議派主導第1次UPA連合政権と 国民共通最小限綱領

2004年4～5月、第14回総選挙が実施され、国民会議派（145議席）を中心とする緩やかな野党連合がインド人民党（Bharatiya Janatha Party：BJP 138議席）を中心とする国民民主連合（National Democratic Alliance：NDA）を大きく上回る議席を獲得し（各々222と188議席）、インド共産党（M）を中心とする左翼政党の支持を得（59議席）、政権を奪回した。BJPとNDAは、好調なマクロ経済を追風に、5年間の安定した経済実績と統治能力、開発政策の成果を強調した「輝くインド（India Shining）」をスローガンに掲げ、総選挙を見据え次々と発表された諸政策は大企業・中流階級以上を主要なターゲットとしたものと見られ、一般選挙民の生活実感と遊離しており、とくに農村部では、電力・道路・飲料水・灌漑用水・農業融資などをめぐる不満が強かった。<sup>(1)</sup>

元国民会議派政権首相故ラジブ・ガンディーの夫人であったイタリア人であるソニア・ガンディー同党総裁は首相職就任を辞退し、経済自由化以降の1991年から96年までの国民会議派ナラシンハ・ラオ国民会議派政権で財務相を務めたマンモハン・シンが、シーク教徒としては初めて首相に就任した。同氏は、経済自由化の立役者として経済界に安心感を与えたと言われている。国民会議派連合の諸党は、連合の名称を統一進歩連合（United Progressive Alliance：UPA）とした。インド国民会議派を中心とするUPA政権15党は閣外支持のインド共産党（M）を中心とする左翼政党5党との協議を経て共通最小限綱領（Common Minimum Programme：CMP、後にNational（N）を加えてNCMP）を、2004年5月27日決定した。<sup>(2)</sup> 左翼政党のUPA政権閣外支持の最大の理由は、ヒンドゥー至上主義勢力を基盤とする人民党など

の極端な宗派主義政治を回避するためであった。

#### 1 UPA 第1次連合政権と左翼政党との国民共通最小限綱領 (NCMP)

同綱領は、まず「左翼諸政党に支持されたUPA政府は、統治のため6つの基本原則を有する」として、次の6点を謳っている：

「社会的調和を維持・擁護・促進し、社会的友好・平和を乱そうとするすべての反啓蒙主義者や原理主義者に対処するために、公平無私の法律を制定すること」；

「経済成長が10年以上にわたり年率7～8%で持続し、各家族が安全に生きていける生活を保証するような方法で経済成長が行われることを、確実なものとする事である」；

「とくに非組織部門における農民・農業労働者の福利・幸福を増強し、すべての面で彼ら家族の確実な将来を保証すること」；

「婦人に政治・教育・経済・法律の各分野において十分なエンパワーメントを与えること」；

「指定カースト・指定部族・その他のすべての後進諸階層や宗教上の少数者に対して、とくに教育・雇用の分野において十分な機会の平等を付与すること」；

「我が国の企業家・ビジネスマン・科学者やその他すべての社会の専門家・生産的労働者の創造的エネルギーを発揮させること」。<sup>(3)</sup>

これらの原則は、様々な意味での経済社会的弱者・農民への配慮とともに、様々な人材の積極的な活用による創造力の発揮を意味している。これら基本原則を踏まえ、次の具体的項目が取上げられている：

{ 雇用（雇用補償、農業および小規模企業優先）/ 農業（灌漑の整備、農民への信用供与、農業労働者の保護、輸入品からの保護）/ 教育・保健（初等・中等教育への重点支出）/ 婦人・児童/ 食糧・栄養保障（公共配給制度の強化）/ Panchayati Raji / 指定カースト・指定部族 / 社会的

調和と少数者の福祉 / インフラストラクチャー（電力法の見直し） / 水資源 / 地域開発と中央 - 州関係（地域格差是正） / ジャンム・カシミールと東北地域 / 行政改革 / 工業（規制緩和と外国直接投資の導入） / 労働（産業争議法は改正しない） / 公共 [ 企業 ] 部門（黒字企業は民営化しない，赤字企業は売却・閉鎖することもある） / 財政政策（2009年までに中央政府の経常収支の赤字を無くす） / 経済改革 / 国防・国内安全保障 / 科学・技術 / エネルギー確保 / 外交政策・国際機関 / 公用言語 }

さらに，結語として，UPA 政府の CMP は決して「包括的なアジェンダ」ではなく出発点に過ぎないこと，UPA は CMP の実施を約束すると，述べている。<sup>(4)</sup> ここでは，公共部門以外の上記の個々の項目には詳しくは立入らない。<sup>(5)</sup>

なお，UPA 政権は2008年7月閣外支持する左翼政党と袂を分かち，新たな組合わせの連合の下で，あらゆる手段を用い国際的反对を封じ込めた米国ブッシュ政権の後押しにより，印米原子力協定の締結に漕ぎ着けた。

## 2 国民共通最小限綱領（NCMP）における公企業部門の株式売却・民営化政策

[1] まず，公企業部門について同綱領では，次のように謳っている：

- (1) 「UPA政府は，公共 [ 企業 ] 部門の社会的目的が営利的機能によって償われる，強力かつ効率的な公共部門を約束している。しかし，このためには，[ 活動分野について ] 選択および戦略的に焦点を絞ることが必要とされる。」；
- (2) 「UPAは，競争的環境の下で運営されながらも，成功し利益を計上している会社に経営上・営利上の完全な自治を付与することを，誓約している。」；
- (3) 「一般的に，利益計上会社は民営化されないであろう。」；

- (4) 「すべての民営化は、透明性を確保し協議に基づいて個々別々に検討されるであろう。」;
- (5) 「UPAは既存の「優良な(navratna)」会社を公共部門に留置くであろう、しかしこれらの会社は資金を資本市場から調達する。」;
- (6) 「疾病公共企業部門会社を近代化・再構築し、疾病産業を復興させるのに、あらゆる努力をするであろうが、慢性的な損失計上会社は、労働者が当然受け取るべきものや補償を得た後に、売却されるか閉鎖されるであろう。UPAは、潜在的に復興可能性を有する会社を立直すよう、民間産業を誘致するであろう。」;
- (7) 「UPA政府は、民営化は競争を増強すべきであり、減退させるべきではないことを、信じている。同政府は、競争を制限するだけのあらゆる独占の出現を支持しないであろう。UPA政府は、民営化と社会的目的の間には直接的な関連が - たとえば、明示された社会的部門の計画のための民営化収入の使用のような - なければならないと、信じている。公共部門会社・国有化銀行は、資金調達および小口投資家に新たな投資機会を提供するために、資本市場への参入を奨励されるであろう。」<sup>(6)</sup>

NCMPでは、「民営化」という表現が数箇所見受けられ、「株式売却」という用語は一切使用されてない。とはいえ、同綱領そのものは公企業民営化に積極的というわけではなく、むしろ民営化に対する慎重な姿勢が窺える。さらに、他方で慢性的な損失計上会社の「売却」との表現が見られることからすると、ここでの「民営化」には公企業株式の売却が含まれていると解釈できる。したがって、NCMPそれ自体は公企業の民営化・株式売却について厳しい姿勢を示していると読取るのが自然であろう。ただし、後出の『エコノミック・タイムズ』(ET)紙記事見られるように、「CMPが慎重に大まかな言葉で表現され、政府に大幅な弾力的解釈の余地を残した」<sup>(7)</sup>という面も否定できない。

以上のNCMPにおける公企業部門政策は、前述の人民党を中心とする前

NDA 政権下での公企業の「戦略的売却（民営化）」・株式売却にきわめて積極的な路線とは大きく異なっている。とくに民営化については社会的目的との間に直接的関連がなければならぬとしているが、これは当然公企業株式売却にも妥当すると考えられる。この点については、後述の公企業株式売却金の受け皿としての国民投資基金（NIF）の基本的目的とも関わっているものと推察される。さらに、公企業の売却については疾病公企業が挙げられていることが注目される。また、国有銀行も含め、公企業が資金調達などを理由として資本市場への参入を奨励されていることも、別の意味で興味深い。

しかし、この NCMP は、左翼陣営との合意に基づいて作成されたものであり、国民会議派の考え方が100%反映されているわけではない。国民会議派自体は、人民党主導 NDA 政権との差別化を意識しつつも、総じて、労使紛争法の改訂、外資導入のさらなる自由化などには積極的であり、公企業の株式売却についても否定的というわけではない。国民会議派は、以下の展開からも明らかのように、むしろ NCMP の文言の解釈面を重視し、その実際の運用により自身の主張を政策面に反映させようとした。

[2] 以上と関連して、同綱領発表翌日（04.5.27）の ET 紙による公企業部門、とくに利益計上公企業・優良公企業にかんする記事はきわめて興味深い。その記事は以下のとおり報道している：

「CMP は諸改革を結集している」との大見出しの下、「政府は利益計上公企業の株式49%売却を受入れやすい - しかし首脳部は企業支配について熱狂的な決まり文句を欲している」との小見出しで、次のように述べている：「利益計上公企業の行動がもたらす利益の一部の獲得を希望する人々にとってすべてが失われたようには、考えられない。国民会議派主導政府は、公企業株式の49%までの売却、さらに多数株式・経営権が政府の手中に留まっているという条件があれば、利益計上企業についてさえ49%の株式売却の目論見をいっそう受入れることができるようである。この点は、利益計上公共部門企業の民営化については一見したところ堅く道を閉ざしている本日（27日）



発表のCMPに拘わりなく、そうである。M.シン首相はよく知っていて、次のことを、インド工業連盟(CII)代表団に語っており、また一定のニュース・チャンネルに対しても明らかにした：政府は「利益計上企業についてさえも、49%までの株式売却については、政府が経営権を有する多数株主のままであれば、何らの心理的障害もない。」<sup>(6)</sup>。

さらに、同記事関連の同紙の別の記事を取上げておこう。「産業は希望に満ちている」との見出しで、次のように報道している：

「実際にはシン氏[新首相]は、公企業の民営化と株式売却の決定的な相違を十分納得しようと骨折っている。」；「もしも連邦政府が支配権を維持しながら利益計上公企業の株式売却を進めることができるなら、優良企業、とくに主な石油企業(ONGC/IOC/HPCL/BPCL)やNalcoの株式が少数とはいえその売却機会が大幅に増えたとすれば、これが株式市場に歓呼の声をもたらすことは明らかであろう。左翼と国民会議派との間の解釈の相違は、おそらくCMPが慎重に大まかな言葉で表現され、政府に大幅な弾力的解釈の余地を残したことに、起因する。」；「たとえば、CMPは、政府はその利益計上公企業を「民営化」しないであろうと述べている。しかしながら、これが利益計上企業の政府持株を現在の水準で凍結するということを意味するのかどうかは、明らかではない。例えば、ONGCの場合、政府は3月の10%の株式売却後86%を保有している。これは、左翼、とくにTUsがCMPに課したい歯止めである。」；「他方、首相は、公企業は株式という手段により資金調達するため資本市場に参入し、拡張計画に融資することができると、公式に表明した。それが政府持株の低下をもたらすことは、明らかであろう。シン氏とその他の高級官僚はまた、財政赤字削減のため、5~10%の小規模取引における公企業の株式売却を排除していない。」；「R.バジャッジ氏[Bajaji AutoのCMD]は、他方政府がこれ[公企業株式売却]により社会福祉・インフラ開発・債務削減に経費を支出する基金を創出できるようになれば、このことは自治のさらなる強化によって効率の改善が可能となる公企

業をより責任あるものとさせる」と述べた。」<sup>(9)</sup>

NCMP 発表の翌日の以上の新聞報道から、利益計上公企業・優良公企業の株式売却について、与党・政府の考えが NCMP のそれとは乖離しており、経済界側は前者の考えにほぼ賛同していることが明らかである。これら公企業の民営化そのものについては、新聞報道を見る限り双方の考えは乖離しているとは判断されないが、国民会議派は必ずしも一枚岩ではなく、その本音は判らない。この点については、後述のとおり、収束したように見えた人民党主導政権下で承認された公企業の「戦略的売却」が一端中止決定されるが、いつのまにか再浮上してくるという事態からも理解できよう。連合政権発足当初は、とくに UPA 政府と閣外協力する左翼陣営との関係などから、同連合政権によるこれら公企業の株式売却・民営化などについては慎重とならざるをえなかった。

### 国民会議派主導第 1 次 UPA 連合政権下における公企業の株式売却・民営化政策の推移と実態 (1)

[1] 2004年7月8日における P.チダムバラム財務相の2004-05年度予算演説では次のように謳われている：

「NCMP は、政府の公共部門企業政策について明らかにした。疾病公共部門企業については議論を喚起したが、健全な公共部門企業については十分な注意が払われなかった。私は幸いなことに、政府が2004-05年度に中央公共部門企業(鉄道を含む)に対して1,419億4,000万ルピーの株式による支援、および213億2,000万ルピーの貸付けを供与することを、明らかにできる。主要な投資は、電力・遠隔通信・鉄道・道路・石油・石炭・航空産業の諸部門に属する公共部門企業に対して行われよう。名誉ある議員諸氏は、政府が競争的環境の下で経営される強力かつ効率的な公共部門を強く約束したことを、十分認識して頂けるものと、私は確信している。」;

「もちろん、公共部門については別の側面がある。公共部門は諸問題で苦しんでおり、我々は責任と勇気をもってそれらについて語らねばならない。公企業の株式売却と民営化は、有用な経済的手段である。我々は、明らかにした政策と矛盾しないように、これらの手段を選択的に採用するであろう。私は、最初の一步として、一種の公共部門企業再建委員会（a Board for Reconstruction of Public Sector Enterprises : BRPSE）の創設を提案する。同委員会は、政府に対して、株式売却または閉鎖もしくは企業売却の正当性が示される場合を含め、公共部門企業再建のための措置について助言するであろう。」；「我々の優良（Navaratna）会社の一つである NTPC は、公募により資本を調達するため、インド証券取引委員会（SEBI）に事業内容説明書を提出した。その結果、NTPC における政府持株比率は若干低減するであろう。政府は、その株式保有の価値を引出し、株式保有低減に合わせるために、NTPC の公募（public issue）によりその保有株式の約 5 % を売却するつもりである。これおよび検討中の他の事例は、今年度、合計400億ルピーの収入をもたらすものと期待される。株式売却収入はインド統合基金（the Consolidated Fund of India）の一部となろうが、2005-06年度の予算提示に際して、私は上記収入を特定の社会部門の諸計画に充当した、もしくはこれからそれらに充当する方法について、議会で報告するであろう。」；「NCMP には公共部門企業の株式売却についての明確な政策ガイドラインが含まれている。政府が公共部門企業に対する支配権を維持している限り、公共部門のその性格は影響を受けない。政府は、その持株を低減させ資金を調達し、人々の社会的必要を満たすことができよう。私は、BRPSE に対して、NCMP に矛盾しないように各々のケースを客観的に調査し株式売却について勧告するよう要請することを提案する。」；

「私はまた、私が公共部門企業の再建事業に本当に真剣に取り組めたことを明らかにでき、幸いである。Hindustan Antibiotics Limited は、再建のための金融支援を供与されよう。Indian Telephone Industries (ITI) に対して

は、救済パッケージが案出され、ITIは50億8,000万ルピーを供与され、産業・金融再建委員会（BIFR）の管轄から外されるであろう。」<sup>(10)</sup>

以上の予算演説において、財務相は、NCMPでは使用されなかった「公企業株式の売却」という表現を前面に打出している。また、一般的に公企業の株式売却とともに公企業民営化を「有用な経済的手段」と指摘しているが、これは先のNCMPに示された内容に沿っているとは言い難い。また、ここではNCMPを根拠にして公共部門企業の株式売却を支配権維持を前提として正当化しようとしており、さらに特定の「優良公企業」の株式売却さえ打出しており、これもNCMPとは相違している。

上記の財務相予算演説に先立つ2004年6月7日の大統領A.P.J.A.カラム博士による両院合同議会での公共企業部門演説では以下のように謳われており、財務相予算演説と補完関係にあると考えられる：

「政府は、その社会的目的と営利的機能が兼ね備わった強力かつ効率的な公共部門を約束している。しかしこの点については、選択および戦略的に焦点を絞ることが必要である。私の政府は、競争的環境のなかで上手く経営されている利益計上会社に、経営上・営利上の完全な自治を委ねるであろう。民営化は、ケース・バイ・ケースに基づき検討されるであろう。慢性的損失計上会社は、売却されるか、または労働者が正当な支払いと補償を得た後、閉鎖される。復興の潜在力をもつ会社を再建するため、民間産業が誘致されるであろう。」；「私の政府は、民営化は競争を減退させるのではなく増強すべきであると、信じている。我々はまた、民営化により創出された収入の企図された社会部門の計画に対する使用のように、民営化と社会的必要性との間に直接的な連関がなければならないと、信じている。公共部門会社と国有化銀行は、資金調達のため、小口投資家に新規投資の道を提供するために、資本市場への参入を奨励されるであろう。」<sup>(11)</sup>

ここで使用されている「民営化」は、主として、経営権の移譲を伴う場合ではなく、個々の公企業の一部株式の売却を想定していると考えられる。

[2] 以下からも明らかなように、政府は利益計上中央公共部門企業を証券取引所に上場し、その少数株式を売却できるように制度を整備し手続きを進めつつあった。そして、この動きを大きく後押ししたのが、2004年11月実施されたインド最大の商都ムンバイ（ボンベイ）を州都とするマハラシュトラ州議選での与党連合の勝利であった。2004年11月4日付『日本経済（日経）新聞』は次のように報道している：「閣外協力する左翼政党の反対で停滞していたインド政府の民営化・外資導入計画が、大きく前進し始めた。」；「先月実施されたマハラシュトラ州議選での与党連合の勝利を追い風に、経済改革の切札である民営化と外資導入は今後も加速しそうだ。」；「インド政府は黒字国営企業35社について株式の49%までを民間に売却する方針を決めた。」；「民営化計画によって、インド原子力発電公社や水力発電公社など中核企業が株式売却の対象となる見通しである。…「黒字国営企業は民営化しない」とした政権発足時の公約は守れる」としている。」<sup>(12)</sup>

[3] 政府による公企業株式売却政策の推進に対して、閣外支持する左翼政党側の反対の動きが見られた。2004年10月27日、左翼4政党が会合をもち、いくつかの問題について声明を出したが、そのうちの主要な問題の一つが公企業株式売却問題である。ここでは、「こうした裏口からの民営化を止めよ」と題した2004年10月25 - 31日付『ピープルズ・デモクラシー』誌の記事を紹介し、この問題の経緯と論点についての彼らの認識を見ておきたい。同記事は次のように主張している：

「UPA 政府は、優良企業（navaratnas）とこれに次ぐ企業（miniratnas）を含む多数の利益計上公共部門企業の株式売却を行う意向を明らかにした。この大規模な公企業株式売却計画は財務省公企業株式売却局により作成された。日刊メディアの諸報告書は、35の公共部門企業に及ぶBHEL / Power Grid Corporation / Power Finance Corporationのような会社の株式について、これを市場に放出する提案を掲載しつつある。内閣は、財務相や計画委員会副委員長により構成される株式売却価格帯を設定するための強力な権限

を与えられたグループを設置した。利益計上公共部門企業について、51%の株式の政府保有により、これら企業を民営化しないことを保証するので、株式の49%までの売却は着手可能であるとの主張がなされている。」

「左翼諸政党は、公共部門そのものの性格に重大な影響を及ぼす政策決定に重大な関心を表明する。株式売却を促進する決定については、多くの問題が生ずる。第一に、この決定は政府によってなされたものであり、公共部門企業それ自体による決定ではない。CMPは、公共部門企業は自身が必要とする場合は、各々個別的に市場で資本調達をすることができることと定めた。株式売却により調達された資金が予算赤字の補填や政府の必要に向けられるとすれば、それは一種の裏口からの民営化の方策（a way to privatisation through the back door）とも見なすことができよう。利益計上公共部門企業には、借入市場でもしくは資本市場における社債を通して、公共的な公平性をいじることなく資金調達することができる自由を与えられている。資本市場よりの資金調達は、CMPで述べられているような経営上の自立性（functional autonomy）という概念を尊重すべきだとすれば、当該の公共部門企業によって決定されるべきである。現在の動きは、公共部門を強化するものではなく、ただ単に財務省による資金調達を目的とする安易な方法を助成することにしかならないであろう。諸相より構成される強力な権限を与えられたグループは既に利益計上公企業の株式売却のための価格設定を進めているが、公共部門企業再生機構（BRPSE）はいまだ設置されていない。」

「左翼諸政党は、UPA政府がこうした株式売却の進行を停止し、この問題を真剣に論議して頂くことを要望する、なぜならこの問題は国民と国にとって重大な関心事であるから。」<sup>(13)</sup>

左翼政党側は、政府側の公企業株式売却決定は優良公企業を含む多数の公企業の最大49%の株式売却が可能であり、また株式売却がCMPで定められた公企業自体の経営的自立性に基づきなされるのではなく財務省の資金調達を助成するにすぎないことなどについて、「公共部門そのものの性格に重大

な影響を及ぼす」として、批判している。

NCMP 自体に、社会部門の必要性のために公企業株式売却収入を政府が利用することは許されるということが述べられており、この点で左翼側の主張にはやや問題があるともいえよう。

なお、2004年11月3日、政府はBRPSEの設立を決定した。

[4] 左翼側による政府の公企業株式売却に対する反対の動きは、当時政府がとくに株式売却を推進しようとしていたBharat Heavy Engineering Ltd. / Multi Udyog Ltd. をめぐり閣内亀裂を惹起しかねない事態をもたらした。ここでは、2005年1月28日付ET紙の「<ブラナブに率いられた諸相、左翼とのより広範な協議を求める>内閣の亀裂により、政府はBhel/MUL株式放出の延期を余儀なくせられた」と題する記事に依拠してこの点について簡単に取上げたい。

同記事はその冒頭で次のように報道している：「政府は、内閣における意見の相違により、Bhel/Maruti Udyog Ltd.の政府持株売却、および遠隔通信への外国直接投資上限の引上げにかんする決定の延期を余儀なくされた。」さらに前者の詳細について、次のように述べている：「MULとBhelの政府持株の各々7.5%と10%の売却を許可するために内閣経済問題委員会の会合が招集されたが、そこではP. ムカージー氏[インド国民会議派所属で当時国防相]に率いられた国民会議派の長老諸相が株式売却前に支持諸政党とのより広範な協議を求める姿が見られた。ムカージー氏は、重要な州議会選挙(the crucial assembly election)の前夜に生ずる動きは連携する国民会議派に対する不満を惹起しようと、述べた。彼は、政府は左翼諸政党との協議を増やし、協調関係にあるすべての諸階層を話し合いの場に参加させることを保証すべきであると、述べた。重工業相S.M. デヴは公企業株式売却決定については不承不承の支持者でしかなく、ただちにムカージー氏を支持した。」

「国民会議派の留保は、政府の管理者達(the government managers)を驚愕させたに違いない。というのは、彼らは、国民会議派の支持を当然のもの

と思い、さらにこのような問題がそれまで同党の討議のテーブルに載ることはほとんどなかった。」「首相は、国民会議派の長老の同僚間の雰囲気を感じ取り、後日その問題を取上げることができると、判断を下した。」<sup>(14)</sup>

首相は、ハリアーナ・ジャルカンド・ビハール3州の州議会選挙が2月23日に終了するまではその問題を内閣が取上げることができないであろうと判断したと、理解できよう。しかし、これは後述のとおり短期間で終息する問題ではなかった。

2公企業の少数株式売却について、与党の支持政党である左翼諸党との関係などをめぐり、与党国民会議派に亀裂が生じており、内閣を構成する国民会議派の諸相間においても公企業株式売却について意見が統一されていないことが明らかになったことは、きわめて重要である。

以上のような状況の下、2005年1月27日、政府は、「利益計上中央公共部門企業における政府保有の少数株式売却により得られる収入を投入する一種の国民投資基金（a National Investment Fund : NIF）を設立することを決定し」（詳しくは[5]）、同時に「大規模な利益計上中央公企業を国内証券取引所に上場し、これら会社の公共部門的特質を損なうことのないように完全な経営権とともに、少なくとも51%の株式を保持しつつ、選択的にこれらの会社の少数株式を売却することを、原則的に決定した。」<sup>(15)</sup> これは、政府が公企業の多数株式を保有し経営権を保持しつつ少数株式を売却するとともに、売却資金を基に明確な社会的目的を有する「国民投資基金」を設立することを明確にすることにより、左翼政党および政府・与党内の公企業株式売却反対派・懐疑派を懐柔しようとしたものと推察される。

[5] 株式売却局のウェブサイト に 依 拠 し て 前 出 の 国 民 投 資 基 金 （ National Investment Fund : NIF ） の 目 的 ・ 構 造 等 に つ い て 見 て お き た い 。

(1) 「2005年1月27日、政府は、利益計上公企業における政府所有少数株式の売却から得られる売上資金を注込む一種の基金を設立することを決定した。その基金は、インド統合基金（the Consolidated Fund of India : CFI）



の外部に置かれ、十分な経験を有し元金を損なうことなく政府に持続的な収益をもたらす選ばれた公共部門金融機関により、専門的に経営される。この基金は、「国民投資基金」と呼ばれるであろうが、その収入が振向けられる元本とその目的の永久的性格が注目される。その基金設立のための詳細な計画、およびその収入から融資を受ける特定の計画は、別に用意されるであろう。明白な投資目的は以下のとおりである：(i)教育・保健ケア・雇用を増進する社会部門プロジェクトにおける投資；(ii)その資本ベースを拡大し拡張・多角化への融資を行うため、十分な収益を生出す、選択された収益力のある公企業および復興可能な公企業への投資。」<sup>(16)</sup>

前述のように、NIFの投資目的は、「民営化と社会的目的の間には直接的な関連が……なければならぬ」とするNCMPを反映したものであると推察される。

(2) 2005年11月3日、NCMPに規定された政策、および政府のNIF設立決定に従って、その運営上の提案が承認された。11月23日、株式売却局は、これにしたがってNIF設立決議を発表した。この設立決議では、NIFの(a)目的については、ほぼ(1)の05年1月27日の政府決定のとおりであるが、前者と異なる点は、後者では、社会部門融資と十分な収益を生出す選択された収益力のある公企業および復興可能な公企業への投資との割合が75%対25%と明示されており、社会部門重視の姿勢がいっそう明確になっている。

このように、融資・投資額の配分については社会部門をさらに優遇する方針が打出されており、上記の経済社会的弱者、農民への配慮等々NCMPの基本政策がより強化されている。

次に、同決議の(b)(c)(d)について見ておきたい：

「(b)構造と経営協定：NIFは、インド証券取引委員会によって管理される「自由裁量方式」の資産管理計画(the 'discretionary mode' of the Portfolio Management scheme)の下で、選ばれたファンド・マネージャーによって運用される。NIFの活動全般は、政府の上級官僚である最高経営責任者

(Chief Executive Officer : CEO) によって監督されるであろう。」;

「(c)投資戦略：明白な投資戦略は、元本を枯渇させることなく持続的に収益をもたらすことである。NIFの投資戦略は、ファンド・マネージャーが行う実際の投資との関係については政府が邪魔をしないことを保証するように、諮問委員会の助言に基づき CEO によって策定されるであろう。明白なガイドラインはファンド・マネージャーへの「自由裁量方式」の下においてしか準備されえず、この方式においては各々の投資はファンド・マネージャーによって独自に行われるであろう。投資手法やそのような手法の投資限度を明記するより詳細なガイドラインは、別に、ファンド・マネージャーと政府に代わっての NIF の CEO との間で締結される協定において明記されるであろう。選ばれたファンド・マネージャーについての資金配分のようなその他の運用詳細や、ファンド・マネージャーに支払われる経営料・経費等々についての交渉も、諮問委員会の助言に基づいて、CEO により決定されるであろう。NIF の機能の定期的な見直し・調査や、新たな市場動向・将来展望についての、適切なメカニズムが設けられるであろう。」;

「(d)会計手続き：中央公共部門企業の株式売却による収入は、指示された費目で CFI に預金されるであろう。その後、これらの資金は、それ相当の許可を得て、公企業株式売却局により CFI から引出され、NIF の CEO を通じて選ばれたファンド・マネージャーへ移送されるであろう。NIF よりの所得は、同様に CFI に預金され、それからそれはその時々に着出局によって承認された引出し計画に沿って特定の目的に応じて CFI から引出されるであろう。」;

最後に、同設立決議における NIF のファンド・マネージャーについて、どのような会社が任命されたのかを見ておきたい。「以下の公共部門ミューチュアル・ファンドが、当初、インド証券取引ガイドラインにより管理される「自由裁量方式」の資産管理計画の下で NIF の資金を運用するファンド・マネージャーに任命された： i ) UTI Assets Mangement Company Ltd ;

ii) SBI Funds Management Company (Private) Limited; iii) Jeevan Bima Sahayog Asset Management Company Limited.」<sup>(17)</sup>

その後のNIFの動向については後述。

[6] 株式売却局のウェブサイトは、2005年2月、NCMPにおいて発表された政策に従って、下記のとおり具体的な企業リストをも示しつつ前政権による利益計上中央公共部門企業13社の「戦略的売却」に基づく株式売却継続の正式な中止が決定されたとしている。<sup>(18)</sup> 「戦略的売却」とは、一般的

#### 戦略的売却の中止企業

中央企業名	戦略的売却による株式売却についての当初株式売却比率
1 Manganese Ore India Limited	51%
2 Sponge Iron India Limited	100%
3 Shipping Corporation of India Limited	54.12% (戦略的売却による51%および従業員への3.12%売却)
4 National Aluminium Company Limited	61.15% (国内発行10% / 米国預託証券発行20% / 戦略的売却29.15% / 従業員への売却2%)
5 National Building Construction Corporation Limited	74%
6 National Fertilisers Limited	53% (戦略的売却51% / 従業員への売却2%)
7 Rashtriya Chemicals and Fertilisers Limited	53% (戦略的売却51% / 従業員への売却2%)
8 Hindustan Petroleum Corporation Limited	39.01% (戦略的売却34.01% / 従業員への売却5%)
9 Engineers India Limited	61% (戦略的売却51% / 従業員への売却5%)
10 Balmer Lawrie and Company Limited	61.8%
11 Engineering Projects India Limited	74%
12 Hindustan Paper Corporation Limited	74%
13 State Trading Corporation of India Limited	75% (戦略的売却65% / 従業員への売却10%)

[出所] 註(18)と同じであり、原表のタイトルは次のとおり: List of Strategic Sale cases called off.

には、特定の企業または企業グループへの経営権の移譲を伴う公企業におけるかなりの割合の政府持株の売却を意味し、実質的には公企業の民営化である。<sup>(19)</sup>

しかし、この時点でのこうした決定により、同政権が「戦略的売却」という手法を完全に諦めたことを必ずしも意味するものではない。その詳細な経緯は明らかではないが、その後の諸状況から、UPA 連合政府による公企業の「戦略的売却」推進へ向けての一連の動きがあったことは明らかである。したがって、これは、あくまでも NDA 前政権が決定し推進してきた公企業の戦略的売却・民営化政策をその後の UPA 新政権が中止をし、前政権との政策の相違を明確に示そうとしたものであると理解できよう。前出 2 公企業などの株式売却に対する UPA 政府内の反対派や左翼政党への配慮もあったものと推察される。

その後、政府が推進しようとした「戦略的売却」の問題をめぐる反対派の動きが活発となり、結果的にはそれは頓挫することとなる。さらに、後述のとおりその後政府側は逆に「戦略的売却」に対して明確に反対の立場に立ち、その擁護・推進を主張する前 NDA 政権側の政治家と激しい論戦を繰広げることとなった。

## 国民会議派主導第 1 次 UPA 連合政権下における公企業の株式売却・民営化政策の推移と実態 (2)

[1] これまでの経緯からも明らかなように、新 UPA 連合政権初年度末には、多くの公企業の少数株式売却が目指された。2005年 2月21日付 ET 紙の記事は、政府が部分的な株式売却を行う44社を確定しており、予算国会後それが開始される予定であることを指摘している。さらに同記事は、株式売却の際には左翼への配慮が重要であるとして、次のように述べている：「左翼の敏感さに留意し、政府株式の売却提案を発表する際には二つの重要な基準

が守られた。その第一は、持分の75%を保持し残りを売却することである。第二は、既に25%超が売却されている公共部門企業については、その提案には政府に51%の持分を残すことを課すことである。」UPA連合政権を閣外支持している左翼政党との関係から、公企業株式売却に当たって少数株式の売却、結果としての政府による株式多数保有・企業支配権維持の重要性を、同記事は指摘している。

さらに、同記事は、その政策は「公共部門会社や国有化銀行が、資本市場に参入して資金調達し、小規模投資家に新たな投資方法を提供するよう奨励する」ことについて述べているUPAのNCMPに合致していると、指摘している。加えて、同記事はほぼ次のようにも述べている：<左翼諸政党から圧力が加わるまで、政府はMarutiとBhelの株式売却により今年だけで240億ルピー程の資金調達を期待していた。政府の管理者達(managers)は、その目的が公企業の民営化ではなく開発プロジェクトへの資金調達であることを、強調してきた。> 株式売却の目的については、具体的には、UPAのNCMPがGDPのかなりの割合を充てることを約束した教育・保健や、公企業活性化などが挙げられている。<sup>(20)</sup>

ところが、新年度に入りまもなく、2005年5月4日付ET紙は「UPA政府は、公共部門株式売却による歳入目標を400億ルピーと設定しておきながら、すべての企業の株式売却について何らの決定も行っていなかった。」と報道するとともに、前述した、NDA前政府が承認していた13公企業株式の「戦略的売却」も中止されたことについても触れている。<sup>(21)</sup>

以上から、公企業株式の売却およびこれをめぐる政策が次年度当初から順調に進展していなかったことは明らかである。前述したような国民会議派内の問題や、閣外支持する左翼政党、さらには連合内の他党との関係などが背後にあった。

[2] 前出の公企業株式の「戦略的売却」の問題は、その後の展開からも明らかのように、再浮上してくることとなった。APU政府・国民会議派首脳

部、経済界、さらには米国政府・経済界などの動向が注目されるところであるが、その詳細な経緯は明らかではない。最終節 参照。

その後2005年8月17日付ET紙の「カラトはステッキを回し、政府は13公企業の売却を冷凍庫にしまい込む<政府は窮地に追込まれる：それはUPAの非常に重要な改革課題である>」と題する記事〔カラトは当時のインド共産党（マルクス主義）書記長〕は、「政府が13利益計上公企業の戦略的売却の中止決定を公にした本日〔同年8月16日〕、左翼は政策策定の管制高地を掌握した。」と指摘するとともに、「その声明は同盟諸政党間において経済改革に対する相違が持続していることを立証しており」、政府が「困難な意志決定」を下すための意欲・体力喪失を恐れたことは当然であろうと、述べている。UPA政府は、その後の経済改革などをめぐる政権運営を円滑に進めるために、妥協を余儀なくされたものと理解されよう。

同記事は、事の始まりはまず同年7月27日付ET紙によって報道されたとして、株式売却リストから外された13社を具体的に挙げながら〔この13社はすべて、同年2月株式売却局がウェブサイトで明らかにした戦略的売却中止企業である〕、ほぼ次のとおり述べている：<財務担当国務相S.S.バラニマニッカムが「国民共通最小限綱領（NCMP）ガイドラインに沿って13利益計上公企業の戦略的売却による株式売却の中止を決定した」ことを明らかにした。> さらに同記事は、これに対するインド人民党（BJP）による批判と、これを警戒する財務相P.チダンバラムの反論の動きについて、つぎのように述べている：<昨年の下院選挙後改革の場から退いた人民党〔同選挙で敗北〕は、この公式声明を見て、その立場の再生を求めようとしている。左翼の制約的（contrarian）立場を模倣しているとして政府を非難する人民党は、それを改革過程に対する後退の動きおよび逆行と表現した。これに対し財務相P.チダンバラムは、人民党の動きが全般的な企業心理（business confidence）に好ましからざる影響を及ぼしうると感じ取り、彼らを安心させるため大々的に論争に踏込んだ。彼は、「我々は、戦略的売却が透明な方法

であるとは考えない...私は、戦略的売却はもはや採用すべき適切な手段ではないと信じている。それは、より多くの問題を惹起しており、より好ましい手段ではない。」と述べた。> <sup>(22)</sup>

同記事に続く同日のET紙の「政府は公募という方法をとるかもしれない：財務相」と題する記事は次のように報道している：< 人民党を中心とする前NDA政権財務相Y.シンハによれば、政府は戦略的売却の方法を選好した場合にのみより大きな対価を取得したことは、経験が示したところであると、M.シン首相がMarutiの少数株式を売却した際にわずかな収入しか得られなかったことを「典型的事例」として挙げている。これに対してチダンバラムは、政府は公企業（PSUs）少数株式売却ために公募という手段を検討中であると述べた。> <sup>(23)</sup> 同日ET紙の別の「BJPは改革の帽子をかぶり、公企業株式売却に対する政府の後退を攻撃」と題する記事は、人民党および同党を中心とする前NDA政権の財務長官によるUPA政府批判を取上げている。その内容はほぼ次のとおりである：< 人民党は、本日UPA政府に対する攻撃を強化することにより、改革領域におけるその座の奪還を求めようとした。人民党は、前財務長官Y.シンハを守備につけ株式売却計画の後退を攻撃させようとし、中央の国民会議派主導政府は「恐るべき経済学と悪しき政治学」を選択したと、述べた。> <sup>(24)</sup>

先の公企業株式売却局ウェブサイトに報道した13公企業の「戦略的売却」中止決定は、前政権による政策を国民会議派主導UPA連合政権が否定したものである。詳細は明らかではないが、同政府は、その後何らかの形で13公企業の「戦略的売却」を復活させようとしたが、2005年7月から8月にかけて同公企業の「戦略的売却」中止の姿勢を明確にせざるをえず、最終的には8月16日にこれを最終決定したものと理解される。政府側が「戦略的売却」中止を正式に決定し、政府の首脳が人民党との論争においても「戦略的売却」を「適切な手段」「透明な方法」ではないと明言したことは、その後の同政府および国民会議派の公企業株式売却・民営化政策に少なくとも一定期間大

きな影響を与えるものと推察される。

以上では13公企業の「戦略的売却」の復活の動きと挫折について見てきたが、これまで BHEL / Maruti の株式売却をめぐる紆余曲折についても取上げてきた。以下のとおり、この時期、BHEL と Maruti の 2 公企業の株式売却についても、政府の計画は左翼諸政党の反対により挫折した。EIU [ The Economist Intelligence Unit ] のカントリー・レポート ( 2005年 9月 - インド ) に依拠しながらこの点について簡単に見ておきたい。

同レポートは、「新政府成立から 1 年少し経ち、UPA 連合にとり、少数政府が議会におけるその支持をあてにする左翼戦線諸政党の意志に反して国有会社の民営化 [ ここでは主として公企業の少数株式売却 ] を成し遂げるのはほとんど不可能であることが明らかであろう。」と認識しつつ、次のように同 2 公企業の株式売却計画の挫折について述べている：「政府は、6 月に国有機械会社 BHEL 10% の持分売却と自動車製造会社 Maruti Udyog 8% の持分低減の計画を発表した。左翼戦線諸政党は、それらを UPA との間で合意された政策要綱、すなわち利益計上公共部門会社の株式売却を認めない CMP に反するものと見なし、その売却提案に猛反対した。左翼戦線諸政党の指導者達と国民会議派総裁 S. ガンディーとの会合のすぐ後で、BHEL と Maruti の株式売却の延期が決定された。」<sup>(25)</sup>

[3] 政府は、2005年11月25日、原則として大規模な利益計上中央公企業を国内株式取引所に上場し、優良公企業 ( Navaratnas ) を除き、上場されたこれら公企業株式の少数部分を選択的に売却することを決定した。<sup>(26)</sup>

2005年11月26日付 ET 紙がこの点、およびその他についても以下のとおり詳しく報道しており、これを取上げる。同記事の内容はほぼ以下のとおりである：

< 政府は、本日 [ 11月25日 ]、既存の「優良」会社を公共部門内に留め置くが、一方彼らに対し資本市場よりの資金調達者の自由を与えるであろうと、議会で明らかにした ( 財務担当国務相 S.S. パラニマニッカムによる書面回



答)。政府は、大規模な利益計上中央公共部門企業を国内株式取引所に上場し、さらに同時に利益は計上しているが（profitable）「優良」とまでは評価されてない上場会社の株式の小部分を選択的に売却することを明らかにした。同相は、すべての株式売却決定は確定された手続きのみに沿ってなされるであろうと、述べた。また彼の回答のなかでは、国務相は、着手されるすべての民営化は透明かつ協議ベースで、ケース・バイ・ケースで検討されるであろうと、述べた。これであれば、NCMPにおいて政府が行った約束に沿うであろう。>

同紙記事の以上の部分は、冒頭政府決定および公企業株式売却手続きについての説明である。

<政府はまた、民営化は競争を減退させるのではなく増強させると信じていると、述べた。政府は、競争を制限する如何なる独占体の出現も支持しないということを、断言した。政府は、社会部門へのより多くの投資を促進するためには、民営化による収入が利用され、これらの部門において設計された計画へ資金を供与するであろうと、述べた。これらの部門では、利益計上（profit-making）企業の株式の小部分を、資金調達のためにNIFに売却することが提案されている。

今や公共部門企業は、資金調達のために資本市場に参入し小口投資家へ新たな投資の道を提供することを奨励されよう。また、疾病公共部門企業の再建の場合には、政府が再生能力を有する会社を好転させるため民間部門を導入することが、明らかにされた。> (27)

同紙記事の以上の部分では、「民営化」は株式の一部売却を意味しており、「民営化」が独占をもたらすのを支持しないこと、公企業の資金調達を目的とする資本市場参入、株式売却資金の社会部門への供与、小口投資家への新たな投資の道の提供、そして疾病公企業再生に民間部門を利用することを、政府が提案していると説明している。

以上のような政府の政策とその基本的考え方を前提として、以下のように

新たな展開が見られた。これについては、EIUのカントリーレポート（2006年3月 - インド）に依拠して行論を進める。

翌2006年1月、左翼戦線諸政党は、優良公企業 Navaratnas 以外の大規模公共部門企業（non-Navaratnas）の保有株式を公共部門の銀行・金融機関へ売却するための政府提案に同意した。この方法は、政府に公共部門企業に対する一定の支配権を保持させるとともに、社会的投資のための資金調達を可能とさせるという理由で、左翼戦線が受入れ可能となったと考えられる（政府による、利益を上げうる公企業の政府所有株式売却金が投入される NIF 設立決議など参照）。

したがって、政府は1月半ばインド最大の自動車会社 Maruti の保有株式の8%を8国営銀行・金融機関へ売却した。インド生命保険公社は売却株式の50%超を購入した。

ついで政府は、各々以下の公企業の株式売却と売却比率を提案した：電力部門における政府の最も重要な貸付機関である the Power Finance Corporation (PFC) の5%；the National Mineral Development Corporation の15%。政府は、前者についてはその後の4ヵ月以内にPFCの公的発行を実施する計画を立てた。PFCは利益計上上場会社であり2005-06年度の前半期47億ルピーの純利益を公表した。

2005年12月、政府はまた、各々以下の公企業の残余株式売却提案を承認した。これらすべての公共部門企業は、前政府が政府保有株式の主要な部分（part）を売却していた：

BALCO / 石油会社 IBP / 遠隔通信プロバイダー VSNL / 石油化学会社 IPCL / CMC (Computer Maintenance Corporation)。

さらに政府は、各々以下の公企業の5~15%の株式売却を計画している：NCL (National Chemical Laboratory) / もう一つの通信会社 BSNL / 上記PFC / SCI (Shipping Corporation of India) / 中央送電公益会社 Power Grid。(28)

なお、政府が残余株式売却提案を承認した5社は、すべてそれ以前に人民党主導NDA連合政権が「戦略的売却」を実施し、これらの株式のかなりの所有権と経営権を民間企業が掌握していた。したがって、これら公企業の残余株式売却事例はその他の事例とは性格を異にしており、経営権が政府の手の中に残されるわけでもなく、これら残余株式は経営権を掌握している民間企業に売却されることもありうる。<sup>(29)</sup>

[4] 政府は、上記にも見られるとおり、多数の公企業について、実際に株式を売却し、株式発行を計画し、残余株式売却提案を承認した。その後、公企業株式の売却が順調に進んでいくものと見られた。

ところが政府は、2006年7月6日、すべての株式売却の決定・提案を停止状態にすることを決定し、いっそうの見直しが懸案となった。<sup>(30)</sup>

以下では、ET紙のいくつかの記事に依拠しながら、この問題について行論を進める。

上記の突然の政府決定は、連合政党の一つであり、南部タミルナド州に勢力を有するDMK(Dravid Munnetra Kazhagam:ドラビダ進歩同盟)による地元公企業の株式売却に対する抵抗に端を発している。2006年7月6日、首相府は、DMKによる政府からの脱退という脅しを受けた後に、Neyveli Lignite Corporation(NLC)とNational Aluminium Company Ltd.(Nalco)の政府持株10%の売却提案を凍結の方向で処理するとの声明を、発表した。首相補佐官は次のように述べた:「いくつかの公共部門企業の株式売却の進行については、政府連合諸政党およびUPA連合諸政党のいくつかの主張がなされてきた。首相は、それらを考慮してすべての株式売却についての決定・提案を停止し、決定を延ばしさらなる見直しを行うことを決めた。」<sup>(31)</sup>

これに先だって、DMKの党首M.カルナニーディは、チェンナイ[マドラス]駐在ET記者に対し次のように強硬な発言をしていた:「連邦政府が労働者の要求を受入れることができない場合には、連邦政府に留まり続けるか、一政党としてやっていくべきかの決定を検討するであろう。」DMKの

代表者たちが財務相 P.チダンバラムの一方的な決定に不満を訴えていたものと、見なされた。現在の勢力配置の下では、内閣に代表を送っていない左翼諸政党のみならず、NLCの株式売却推進を決定した内閣においてそれらの諸相が役割を果たした DMK のような諸政党ですら、今や内閣が下した諸決定に従うことを拒否している。<sup>(32)</sup>

翌日、国民会議派は、連合政府においては連合諸政党の「関心事への敏感さ」が重要であると述べ、同決定を擁護した。同党、とくに首相は、DMK よりの圧力に屈し同党が設計した改革予定案を覆したとして、野党から批判されている。タミルナド州の M.カルナニーディ首相は、政府が NLC の株式売却決定を推進するとすれば、国民共通最小限綱領 (NCMP) を破ることになると政府に告げることにより、左翼に呼応した。<sup>(33)</sup>

この後、同政権下では、印米原子力協定をめぐる左翼政党の閣外支持撤回という事態は生じたが、公企業の株式売却・民営化をめぐる政策では、さしたる動きはなかったものと推察される。

2010年12月22日付の公企業の株式売却などの収入概括表（後出）から明らかのように、第1次 UPA 連合政権下の5年間（2004-05～2008-09年度）は政権内部関係、閣外支持する左翼政党との関係などから政策の紆余曲折が著しく、株式売却額はきわめて少ない。株式売却目標額が設定されたのは2004-05年度のみであり、これも恐らく前政権のものを引継いだ結果であろう。少数株式売却額は、同年度約270億ルピー（これも恐らく前政権からの引継ぎであろう）、07-08年度約180億ルピーが見られるのみである。その他では、残余株式売却が、05-06年度約157億ルピー、07-08年度約237億ルピー見られるのみである。<sup>(34)</sup>

[5] 公企業株式売却資金を基とする国民投資基金 (National Investment Fund : NIF) の目的・構造などについては前節 [5]において取上げた。NIF の正式発足は、2009-10年度財務相暫定予算演説によれば、2007年11月である。<sup>(35)</sup> 財務省公企業株式売却局ウェブサイトによる比較的新しい NIF

の概要説明は、上記の早期のものと比較すると簡略化され一部再編されているが、上記とほぼ同内容である。<sup>(36)</sup>

2009-10年度財務省年次報告書は、NIFの資金受入れ・支出金額について一定程度触れているが、NIFとCFI (the Consolidated Fund of India) との関係なども含め、NIFの実態を把握できるような内容とはなっていない。上記株式売却局ウェブサイトも若干の数値を提示しているが、同様である。したがって、これらについてはここでは取上げない。なお、これまでの分析の時点においては、同組織への収入となる株式売却代金はいくつかの公企業からのものに限定されているが、その後は公企業の株式売却などの収入概括表からも明らかかなようにこうした公企業数はふえていっているものと推察される。<sup>(37)</sup>

前述のとおりNIFの目的については、社会部門と十分な収益を生出す選択された収益力のある公企業・復興可能な公企業への投融資との割合が3:1と明示されていた。しかし、上記の比較的新しい株式売却局ウェブサイトの説明によれば、情勢の大きな変化により、次のとおり政府は暫定的に社会部門を重視することを決定した:

「2008-09年度の全世界的な経済減速が惹起した経済状況、さらに第11次計画の成長実績に悪影響を及ぼしそうな深刻な早魃を考慮して、政府は、2009年4月～2012年3月期の3年間中央公共部門企業の株式売却よりの売却金の利用に対し一回限りの免責を付与することを決定した。すなわち、この期間中の株式売却金は、計画委員会・歳出局によって決定された選抜された社会部門計画の資本支出計画を充足するために十分利用される。2012年4月からはそれ以前の状態が回復される。」

そして、具体的には次の6項目の社会部門計画が列記されている:

{(i)マハトマ・ガンディー国家農村雇用保障計画;(ii)Indira Awas Yojana;(iii)Rajiv Gandhi Gramin Vidyutikaran Yojana;(iv)ジャワハルラル・ネール都市復興 Mission;(v)灌漑による便益を加速するプ

rogram ; (vi) 電力開発を加速する改革プログラム} <sup>(38)</sup>

中央公共部門企業の株式売却金の利用は、この3年間は公企業部門についてはなされず社会部門の上記諸計画などへ向けられるということである。

## 国民会議派主導第2次UPA連合政権の発足と公企業の株式売却・民営化政策の推移と実態

### 1 政権の基本姿勢と全般的政策動向

2008年7月、インド共産党(M)・インド共産党などの左翼政党は、米国との原子力協定締結をめくり国民会議派主導連合政権UPAに対する閣外支持を取消した。連合政権の枠組みの組替えなどにより、内閣信任決議案が僅差で可決され、その後政府は米国との原子力協定発効に向けた手続きを進めた。<sup>(39)</sup>

翌2009年4～5月実施された第15次連邦下院選挙では、国民会議派の選挙綱領は経済成長・社会的安定の維持・貧困層向け諸事業実施など第1次UPA政権の実績を前面に出すとともに、インド人民党の宗派對立を煽るような偏った政治ではない中庸の政治、そして成長の成果をすべての人にもたらす「包摂的成長(inclusive growth)」実施の必要性を強調した。1990年代以降の選挙では与党不利の傾向が定着していたが、同選挙では与党が政権を維持した。第1次政権期の経済実績の良好さ、選挙戦略の奏功などがその重要要因である。

新政権の政策については、上記に続いて近藤則夫・島根良枝氏がほぼ次のように説明している：<政権成立に当たりUPAから体系的な新機軸は発表されていない。それはUPA政権が継続しているためでもある。新政権は6月4日のP.D.パテル大統領演説で示された内容が新政策であると説明している。それは、経済成長を図りつつ大衆の利益も重視するとする2004年の「国民共通最小限綱領」の継続である。> <sup>(40)</sup>

しかし、両氏による、以上のような新政権の政策の記述は不十分ではないか。UPA政権が継続しているとしても、政権の枠組みは大きく変わった。2008年7月左翼政党は印米原子力協定をめぐり閣外支持を撤回し、この政権の枠組みから外れた。国民会議派は他の諸政党を取込み、内閣信任決議案を辛うじて可決に持込み、さらにその後の総選挙を乗切った。前UPA政権においては、閣外支持とはいえ政策策定・実施における左翼政党の影響力は大きかった。新政権は「国民共通最小限綱領（NCMP）」を継続するとされているが、実際の政策策定・実施においては、左翼政党がまったく関与していないということを考慮すると、大きな相違が生じることは明白であろう。与党国民会議派、第2次UPA政権の政策策定・実施の自由度が大きく拡大したといえよう。

なお、前出の2009年6月4日の両院合同議会における大統領演説は、第8項において「私の政府は、高まる期待に対して挑戦することを強烈に意識している。」として、今後の5年間の政府による10項目に及ぶ広範な優先領域を指摘している。各領域の詳細については省くが、10の優先領域は次のとおりである： 国内の安全保障と共同社会間の調和の保持； 農業・製造業・サービス業の経済成長強化； 雇用・教育・保健・農村インフラ・都市再生のための既存の旗艦的計画の整理統合、および食糧安全保障・技能開発のための新たな旗艦的計画の導入； 婦人・若者・子供・その他の後進的諸階層・指定カースト・指定部族・少数民族・様々な面で能力を持った人々（the differently-abled）・老人層に対する福祉のための一致した行動、それとともに社会的保護の強化； 統治改革； インフラの創出・近代化および基幹部門における能力増強； 慎重な財政運営； エネルギー安全保障と環境保護； 世界との建設的・創造的約束（constructive and creative engagement）； 企業・革新文化の振興。<sup>(41)</sup>

これらは、第1次UPA連合政権発足の際定められたNCMPの6基本項目とそれに基づいた具体的施策と重なる部分も少なくない。とはいえ、上記

のように、左翼政党が政権の枠組みから外れた状況では、個々の政策策定・実施面において大きな相違が生じるのではなからうか。

## 2 公企業の株式売却政策とその実態

[1] 財務省公企業株式売却局の最近のウェブサイトによれば「現在の株式売却政策は、両院合同議会への近年の大統領演説、および財務相による近年の議会での予算演説において明確に表現された。」とされている。<sup>(42)</sup>

まず、2009年7月6日の2009-10年度財務相予算演説について簡単に見ておこう。同演説では、「中期の持続可能性 (sustainability)」について第33項において次のように謳われている：「我々は、財政赤字を抑制するため、当年度中に制度改革諸措置を開始しなければならない。これは、安定的な国際収支バランス / 適度な利子率 / 企業投資のための安定的な外資流入に必要不可欠である。これらの諸措置は、補助金・税金・歳出・公企業株式売却のような予算のあらゆる側面に及んでいなければならない。」以上では、全般的な経済運営が取上げられており、その財政歳入面において公企業株式売却が一つのポイントであることが示唆されている。さらに、第37項ではきわめて大胆に「公共部門企業の人民所有 (People's ownership of PSUs)」と題して、次のように謳われている：「公共部門企業は国民の富であり、この富の一部は人民の手中に存する。政府は我々の企業の少なくとも51%の所有権を保有し続けるのだが、私は我々の株式売却計画プログラムへの人民参加の奨励を提案する。この際私は、銀行・保険会社のような公共部門企業は公共部門に留まり、成長し競争力を維持するため、資本注入を含むあらゆる支援を与えられることを、明言しなければならない。」<sup>(43)</sup>

次に、前出の2009年6月4日の両院合同議会における大統領演説では、その第34項において簡単に公企業株式売却政策について触れており、公企業の人民所有、政府による過半数所有・経営支配権の掌握などを取上げている。<sup>(44)</sup>



上記株式売却局ウェブサイトは、現在の株式売却政策の「顕著な特徴」は次の3点であるとしている：

- ( i )国民は残らず公共部門企業の株式の一部を所有する権利を有する；
- ( ii )公共部門企業は国民の富であり、この富は人民の手中に存する；
- ( iii )政府は、公共部門企業の株式売却を推し進める際には保有株式の多数、すなわ少なくとも51%、および経営支配権を保持しなければならない。<sup>(45)</sup>

上記の予算演説第37項からは、株式売却局ウェブサイトで指摘されている上記の公企業株式売却政策の3つの「顕著な特徴」が明確に読取れ、大統領演説第34項についてもある程度そうである。これは、株式売却公企業の政府による過半数所有・経営支配権掌握を前提しつつも、公企業が国民の資産であり公企業株式を広く国民に所有させようとのアピールである。

さらに、同株式売却局ウェブサイトは、“ Approach for Disinvestment ”と題して、2009年11月5日、政府は利益計上政府会社の株式売却について次の行動計画を承認したとしている：

- ( i )既に上場され利益計上している中央公共部門企業 [ CPSEs ] ( 10% の義務的株式所有 [ 条項 ] を充足していない ) は、政府または CPSEs により、もしくは双方の協力により、「公募売却」を通じてこれに従わなければならない；
- ( ii )累積赤字がなく、それまでの3連続年において純利益を得ている未上場の会社は、上場されるべきである；
- ( iii )追加公募はケース・バイ・ケースのベースで CPSE の資本投資の必要性を考慮し検討すべきであり、さらに政府は追加公募と同時にまたは独自に、所有株式の一部の売却申出をすることができよう；
- ( iv )政府は、すべての場合の株式売却において、51%の株式所有と経営権を保持し続けるであろう；

(v)すべての株式売却については、基本的にケース・バイ・ケースで決定されるべきである；

(vi)株式売却局は、各々の管轄諸省と相談して CPSEs を確定し、政府株式の公募売却を必要とする場合は政府に提案を行う。<sup>(46)</sup>

この「行動計画」は、それまで UPA 政府が打出していた諸政策・措置をも含め、改めて公企業株式売却のより具体的な指針を示したものと推察される。

[2] 前出の公企業の株式売却などの収入概括表に依拠しながら中央公共部門企業の株式売却の実態などについて手短に見ておこう。国民会議派主導第2次 UPA 連合政権発足以降の中央公共部門企業の少数株式売却額は、2009-10 / 2010-11の両年度、ほぼ2,355.3億 / 2,276.3億ルピーと、2004-05年度発足の同第1次 UPA 連合政権、さらにはそれ以前の人民党主導 NDA 連合政権等々と比較しても、飛躍的に増大している。その重要要因としては、上記の「顕著な特徴」を有した財務相演説などが挙げられ、加えて株式売却のガイドラインともいふべき「行動計画」の策定も無視できない。さらに、これらに基づく具体的な施策が大きな影響を与えたものと推察される。もちろん、全般的な証券市場の市況などの影響があったこともいうまでもない。なお、前述のとおり、株式売却目標額は2005-06年度以来5年度にわたり設定されていなかったが（2004-05年度の設定目標額400億ルピーは前述のとおり前 NDA 連合政権のそれを受継いだものと推察される）、2010-11年度についてはそれまでとは大きく異なり、野心的ともいふべき4,000億ルピーの売却目標額が設定された。

以上の中央公共部門企業の少数株式売却の成果を踏まえ、2011年2月28日の2011-12年度財務相予算演説では各々第29・第30項において次のとおり謳われている：第29項「中央公共部門企業の所有基礎構造を拡大しようとする政府のプログラムは、圧倒的な反響を得た。当財政年度（2010-11）における中央公共部門企業の6回にわたる公募は、ほぼ500万人の小口投資家を引

寄せた。」;第30項「政府は、2010-11年度、公企業株式売却から4,000億ルピーの目標額に対して2,214.4億ルピーを調達するであろう。税外収入額が予測額よりかなり高かったので、我々は計画された売却株式発行のいくらかの予定を見直すに至った。私は、2011-12年度4,000億ルピーを調達して株式売却の勢いを持続しようと考えている。この際、以前に2009-10年度の予算演説で述べたように、政府は中央公共部門企業の最低51%の所有権と経営支配権の保持を約束することを繰返させて頂きたい。」<sup>(47)</sup>

2011-12年度予算演説は、インド政府が中央公企業の所有基礎構造を拡大しようとするプログラムが功を奏し、500万人もの小口投資家による公企業株式への投資をもたらしたので、新年度もこうした公企業株式売却政策を続け意欲的に公企業株式売却に取り組もうとする政府の姿勢を示している。また、政府による所有権の過半と経営権の掌握が繰返され、公企業株式売却基本原則の堅持も再度明らかにされている。

少数株式売却を中心に中央公企業の所有基礎構造を拡大しようとする政策は、以前の人民党中心の連合政権による公企業の「戦略的売却」・民営化を柱とする政策とは大きく相違している。また、第1次UPA連合政権においてこれを閣外支持していた左翼政党は、少数株式売却についても慎重であり、政府の公企業株式売却政策を制約していたことも事実である。その意味で、国民会議派を中心とする新たな枠組みの連合政権の政策選択の自由度が大きく拡大し、ここまでドラスティックな政策を打出すことが可能となったといえよう。

## 結びにかえて

第1次UPA連合政権から枠組みを大きく替えた同第2次連合政権への転換の結果、株式売却政策と売却額に大きな相違が生じた。

中央公共部門企業の所有基礎構造を拡大しようとするプログラム、「公共

部門企業の人民所有」そのもの、そしてそれに基づいた第2次UPA政権による少数株式売却政策の結果としての小口投資家の急増は、それなりに評価できる。

しかし、そもそも「500万人の小口投資家」の実態はどのようになっているのか。インドの経済的基準から見た人口構造なども踏まえると、これは大きな問題点である。また6回にわたる公募が行われているが、投資家の重複はないのであろうか。これらの点について、インド政府は何らかの形で一定のデータを提示すべきであろう。さらに、たとえ500万人のうち多数が文字通り「小口投資家」であるとしても、彼らにより取得された株式が金融機関などを通じて最終的に大財閥・大企業や富裕層へ集中される可能性がある点も忘れてはならないであろう。政府による経営権の掌握が強調されているが、少数の大財閥・大企業や富裕層に株式が集中する場合、様々な弊害が生じうる。

さらにいえば、国民会議派を中心とする連合政権が目指す公企業株式売却政策が、以上の範囲内の政策に留まりうるのかどうなのかが注目される。国民会議派を中心とする第1次連合政権下で生じた、公企業の「戦略的売却」・民営化の復活劇を想起せざるをえない。国民会議派を中心とする与党の政策選択の自由度の拡大は、この問題とはまったく無関係と断言するのであろうか。

公企業株式の「戦略的売却」の再浮上については、未だその経緯や内容が明らかではなく、筆者の今後の課題でもある。推測の域を出ないのであるが、そこには米国との関係があるように思われる。ヒンドゥー至上主義勢力（「国粹主義」勢力）を支持基盤とするインド人民党を中心とする連合政権が、1998年の核実験直後、数多の経済制裁にもかかわらず、大国としての米国の存在を冷徹に捉え対米関係改善の外交を展開していった。一方、米国の様々な研究機関・シンクタンクがインドに注目すべきとの報告書を続々と刊行し、米国の対印関心も第2期クリントン政権（97～01年）から明確化する。

両国関係の緊密化が促進された。あらゆる手段を用い国際的反对を封じ込めたブッシュ政権と、シン首相を中心とする連合政権は、印米原子力協定締結に漕ぎ着けた。先に、人民党中心の連合政権は早期より「戦略的売却」政策を打出しこれを大々的に実施していった。原子力協定締結などを射程に含めさらなる印米関係の緊密化を目指すなか、第1次UPA政権が公企業の「戦略的売却」政策再浮上を図っても何ら不思議ではないと考えられる。もっとも、インド国内の政治的状況はそれを許さなかったが。

表 1991-92年度から2010年12月22日までの公企業の株式売却などの収入概括表

年度	株式売却 予算目標額	中央公共部門企業 (CPSEs)における 少数保有株式売却額	あるCPSEにおける 多数保有株式の 他CPSEへの売却額	戦略的売却による 株式売却額	その他関連諸取引 による収入額
1991-92	2,500	3,037.74	-	-	-
1992-93	2,500 <sup>(1)</sup>	1,912.51	-	-	-
1993-94	3,500	-	-	-	-
1994-95	4,000	4,843.10	-	-	-
1995-96	7,000	168.48	-	-	-
1996-97	5,000	379.67	-	-	-
1997-98	4,800	910.00	-	-	-
1998-99	5,000	5,371.11 <sup>(2)</sup>	-	-	-
1999-00	10,000	1,479.27 <sup>(3)</sup>	-	105.45	275.42
2000-01	10,000	-	1,317.23	554.03	-
2001-02	12,000	-	-	3,090.09	2,567.60
2002-03	12,000	-	-	2,252.72	1,095.26
2003-04	14,500	12,741.62	-	342.06	-
2004-05	4,000	2,700.06	-	-	64.81
2005-06	設定されず	-	-	-	2.08
2006-07	設定されず	-	-	-	-
2007-08	設定されず	1,814.45	-	-	-
2008-09	設定されず	-	-	-	-
2009-10	設定されず	23,552.93	-	-	-
2010-11	40,000	22,762.96	-	-	-
総計		81,673.90	1,317.23	6,344.35	4005.17

[ 註 ] (1) 同年度予算声明を考慮すれば、NRF 向け売却目標額1,000万ルピーがこれに追加されるものと推察される。

(2) 537億1,110万ルピーのうち、418億4,000万ルピーは ONGC/GAIL/IOC 間の株式相互購入よりの収入を構成する [ 原註 ]。

(3) 147億9,270万ルピーのうち、45億9,270万ルピーは ONGC/GAIL/IOC 間の株式相互購入よりの収入を構成する [ 原註 ]。

(4) 以下の企業は利子が不算入：NTPC(5,250万ルピー)；REC(550万ルピー)；NMDC(3,890万ルピー)；SJVN(1,900万ルピー)；EIL(5,470万ルピー) {合計1億7,130万ルピー} [ 原註 ]。

(5) MOIL については州政府への収入が含まれる [ 原註 ]。

(6) 2001-02～2003-04において各公企業の株式売却比率が明示されているのは、いくつかの著書・資料に基づき論述している拙稿に依拠：拙稿「インドにおける経済自由化と公企業部門改革(下-2)」『経営と経済』第89巻3号(2009年12月)。

[ 出所 ] (1) Department of Disinvestment, Disinvestment till now, *Disinvestment from 1991-92 to 2004-05, the methodologies*, pp.1/5-2/5@ [ 2007.4.21 ]；

(2) Department of Disinvestment, *Disinvestment till now, Summary of Receipts from Disinvestment: 1991-92 to Till Date* (As On 22.12.2010), pp.1/2-2/2@ [ 2011.4.11 ]。

インドにおける2004-05年度発足の国民会議派主導第1次UPA連合政権および2009-10、299  
 年度発足の同第2次連合政権下における公企業の株式売却・民営化政策とその実態

(単位：1,000万ルピー)

売却されたCPSEs/ 会社の残余保有株式 売却による収入額	総収入額	CPSE/会社名および株式売却方法など
-	3,037.74	1991年12月/1992年2月、各々「大変良好」「良好」「平均的」な会社の株式を組合 わせ、いくつかのバックにし、各社の少数比率の株式が競売により売却された。
-	1,912.51	前年度の方法は中止され、株式は各社ごとにそれぞれ競売により売却された。
-	-	6社の株式が競売により売却されたが、売却代金が受取られたのは94-95年度 であった。外国機関投資家の参加が認められた。
-	4,843.10	競売により株式が売却された。在外インド人や海外法人など株式の売買・保有 を法的に認められた者が、参加を許可された。
-	168.48	競売により4社の株式が売却された。第5社目はIDBIであり、政府が指定価格 での買取りを誘導した。
-	379.67	VSNL株式のユーロ市場での売却。
-	910.00	MTNL株式のユーロ市場での売却。
-	5,371.11	VSNL株式のユーロ市場での売却；CONCOR/GAIL株式の国内市場での売却； 石油部門3社(GAIL/ONGC/IOC)による相互売却。
-	1,860.14	GAIL株式のユーロ市場での売却；VSNL株式の国内市場での売却；BALCO の減資と配当；MFILの戦略的売却。
-	1,871.26	KRL/CPCL/BRPL株式のCPSEsへの売却；BALCO/LJMCの戦略的売却； CMC(51%) /HTL(74%) /VSNL(25%) /IBP(33.58%) /PPL(74%)と、ITDC/ HCIのホテル資産の戦略的売却；Hotel Centaur Juhu Beach Mumbaiの事業 不振による売却、およびAshok Bangalore[Hotel]のリース；VSNL/STC/ MMTCの特別配当；VSNL従業員への株式売却。
-	3,347.98	HZL(26%) /IPCL(25%)と、ITDCのホテル資産の戦略的売却、およびCentaur Hotel Mumbai Airportの事業不振による売却；MULにおける経営権の スズキ自動車への譲渡に対する割増金；MFILにおける「解消特権」の行使による 政府残余持株売却(26%)；HZL/CMC従業員への株式売却。
2,463.73	15,547.41	JCL(72%)の戦略的売却；HZLの買付選択権付取引(18.92%)；MUL(27.5 %) /IBP(26%) /IPCL(28.945%) /CMC(26.25%) /DCI(20%) /GAIL(10%) / ONGC(9.96%)の公募売却；ICI Ltd.*株式の売却(9.2%)。
-	2,764.87	NTPC(5.25%)の公募売却/ONGC(0.01%)のspill over；IPCL株式(5%)の従 業員への売却。
1,567.60	1,569.68	MUL株式の公共部門金融機関・銀行および従業員への売却。
-	-	-
2,366.94	4,181.39	MUL株式の公共部門金融機関・銀行およびインドのミューチュアル・ファン ドへの売却(236億6,940万ルピー)；PGCIL(99億4,820万ルピー)/REC(81億9, 630万ルピー)株式の公募売却。
-	-	-
-	23,552.93	NHPC/OIL/NTPC/REC/NMDC株式売却、各々201億2,850万ルピー/224億7, 050万ルピー/848億98万ルピー/88億2,520万ルピー/933億420万ルピー。
-	22,762.96	SJVN/EIL/Coal India/PGCIL/MOIL <sup>(5)</sup> /SCI株式売却、各々106億2,740万ル ピー/95億9,650万ルピー/1,519億9,440万ルピー/372億1,170万ルピー/123億 7,510万ルピー/58億2,450万ルピー。
6,398.27	99,738.92	

\*略称企業名の正式名称と業種

VSNL:Videsh Sanchal Nigam Ltd.(遠隔通信)；MTNL:Mahanagar Telephone Nigam Ltd.(遠隔通信)；  
 CONCOR:Container Corporation of India Ltd.(海運)；GAIL:Gas Authority of India Ltd.(石油)；  
 BALCO:Bharat Aluminium Co.Ltd.(アルミ)；ONGC:Oil & Natural Gas Corporation Ltd.(石油)；IOC:  
 Indian Oil Corporation Ltd.(石油)；MFIL(Modern Food Industries(India)Ltd)；KRL:Kochi Refineries  
 Ltd.；CPCL:以前はMRL(Madras Refineries Ltd.石油)；BRPL:Bongaigaon Refinery and Petrochemi-  
 cals Ltd.(石油・同化学)；LJMC:Lagan Jute Machinery Company Ltd.(重機械)；CMC:Computer Main-  
 tenance Corporation Ltd.(情報技術)；HTL:Hindustan Teleprinters Ltd.(中軽機械)；IBP:I.B.P.Co.  
 Ltd.(石油)；PPL:Paradeep Phosphates Ltd.(磷酸肥料)；ITDC:Indian Tourist Development Corpora-  
 tion(観光旅行開発業)；HCL:Hotel Corpn. of India Ltd.(旅行サービス)；STC:State Trading Corpora-  
 tion(貿易)；MMTC:Minerals Metals Trading Corporation(鉱物・金属貿易)；HZL:Hindustan Zinc  
 Ltd.(亜鉛)；IPCL:Indian Petro-Chemicals Corporation Ltd.(石油化学)；MUL:Maruti Udyog Ltd.(自動  
 車)；JCL:Jessop Company Ltd.(機械)；DCI:Dredging Corpn. of India Ltd.(サービス)；NTPC:Nation-  
 al Thermal Power Corporation(火力発電)；PGCIL:Power Grid Corporation of India Ltd.(送配電)；REC:  
 Rural Electrification Corporation(サービス)；OIL:Oil India Ltd.(石油)；NHPC:Nationl Hydro Power  
 Corporation Ltd.(水力発電)；SJVN:SJVN Ltd.(電力)；EIL:Engineers India Ltd.(サービス)；MOIL:  
 Manganese Ore India Ltd.(鉱業)；SCI:Shipping Corporation of India(海運)。

なお、ICI Ltd.については該当企業を見出せなかった。名称類似企業としてはITI Ltd.が存在する。

## [註]

- (1) 『インド季報』2004年4～6月，2～3頁；辻田祐子・島根良枝・内川秀二「第14次下院選挙で政権交代 - マンモハン・シン政権の誕生 - 」。『アジア動向年報 2005年版』アジア経済研究所，499～503頁。農村部については、『日本経済（日経）新聞』2006年6月14付「インド，農民10万人自殺 - 98-03年，借金苦が原因」の記事に象徴される惨状であり，同時期は人民党中心のNDA政権統治期である。
- (2) 辻田・島根・内川，同上，500～503頁。
- (3) *National Common Minimum Programme (NCMP) of the Government of India*, May 2004, pp.2～3@.
- (4) *NCMP*, pp.3～24@. 以上の項目のうち括弧内の説明があるものは次に依拠：『インド季報』2004年4～6月，9～10頁。なお，括弧が付されていない項目は同季報では取上げられていない。
- (5) これらの詳細については註(4)の2つの資料参照。
- (6) *NCMP*, pp.18～19@.
- (7) Industry hopeful, *Economic Times (ET)*, 28 May 2004.
- (8) Govt open to divesting in profitable PSUs - But Centre Wants Control-Freak Tag, *ET*, 28 May 2004.
- (9) Industry hopeful, *ET*, 28 May 2004.
- (10) Department of Disinvestment, *Disinvestment Policy - 1.3 the Budget Speech for 2004-2005 of the Finance Minister Shri P. Chidambaram on 8<sup>th</sup> July 2004*, pp.2/8～3/8@[07.04.21].
- (11) Department of Disinvestment, *Disinvestment Policy - 1.2 the Address by the President Dr. APJ Abdul Kalam to the Joint Session of Parliament on 7<sup>th</sup> June 2004*, p.2/8@[07.04.21].
- (12) 「<州議選の与党連合勝利 追い風> 民営化・外資導入 前進へ<左翼政党的反対 押し切る>」2004年11月4日『日経新聞』。
- (13) Stop This Back Door Privatisation, *People's Democracy*, October 25-31, 2004.
- (14) <Ministers Led By Pranab Seek Wider Consultations With Left> Cabinet rift forces govt to put off Bhel, MUL equity selloff, *ET*, 28 January 2005.
- (15) Department of Disinvestment, *Current Policy on disinvestment and programmes - 1.3. Sale of minority shareholding through Initial Public Offerings (IPO), and Follow on Public Offerings (FPO)*, 1.3.1, p.3/10@[07.09.15].



インドにおける2004-05年度発足の国民会議派主導第1次UPA連合政権および2009-10年度発足の同第2次連合政権下における公企業の株式売却・民営化政策とその実態 301

- (16) Department of Disinvestment, *Disinvestment Policy - 1.1a National Investment Fund*, pp.1/7 ~ 2/7@ [05.03.19]. 次も参照: *Public Enterprises Survey (PES) 2004-05*, vol.1, p.65.
- (17) Department of Disinvestment, *National Investment Fund*, pp.1/3 ~ 3/3@ [07.9.15].
- (18) Department of Disinvestment, *Current Policy on disinvestment and programmes - 1.2 Calling off of the going cases of Strategic Sale*, pp.2/10 ~ 3/10@ [07.09.15]. 2006-07年度までの『公企業白書(PES)』は、この時期の同政策にまったく触れていない。2007年の『中央公共部門企業株式売却白書』はこの点を明確に取上げている(Government of India, Ministry of Finance, Department of Disinvestment, *White Paper on Disinvestment of Central Public Sector Enterprises*, 31<sup>st</sup> July, 2007@)。
- (19) 詳細は次を参照: 拙稿「インドにおける経済自由化と公企業部門改革(下-2)」『経営と経済』第89巻3号(2009年12月), 200~201頁。
- (20) <44 UNITS IDENTIFIED FOR OFFLOADING AFTER BUDGET> Left may go hammer & tongs, divestment is on, *ET*, 21 February 2005.
- (21) Disinvestment decision back burner, *ET*, 4 May 2005. なお、公企業株式売却局ウェブサイトの株式売却などの収入概括表(後出)によれば、2004-05年度は売却目標額400億ルピーが設定されていたが、2005-06年度以降5年間は同目標額は設定されていない。- Department of Disinvestment-Ministry of Finance, Govt. of India, *Summary of Receipts from Disinvestment: 1991-92 to Till Date* (as on 22.12.2010)@ [2011.04.11]. 2004-05年度の売却目標額は前NDA政権の設定額を踏襲したものと推察される。
- (22) Karat turns a stick, govt puts 13 PSU selloffs in the chiller <LEFT IN THE LURCH: It's An Uphill Task For Reforms> *ET*, 17 August 2005. 同記事において用いられている7月27日付記事は次のとおりである: <Mkt Route For Cos To Be Decided On Case-By-Case Basis In Future> DoD end for unlucky PSUs, *ET*, 27 July 2005.
- (23) Govt may take public offer route, *ET*, 17 August 2005. ウェブサイト上の「チダンバラムは、利益計上公共部門企業の戦略的売却はないと語る」と題する記事なども参照: No strategic sale in profit-making PSUs, says Chidambaram, *The Hindu Business Line*, August 17, 2005@. 同年8月21日付『日経新聞』も「国営企業株放出を撤回 - 閣外協力の左翼反対>改革路線に打撃」と題して報道。
- (24) BJP wears reform hat, govt's roll back of selloff, *ET*, 17 August 2005.
- (25) EIU, *Country Report - India*, September 2005, p.20,

- (26) Department of Disinvestment, *Current Policy on disinvestment and programmes - 1. 3 Sale of minority shareholding through Initial Public Offerings ( IPO ), and Follow on Public Offerings ( FPO )* , 1.3.2 , p.4/10@ [ 07.09.15 ] .
- (27) < SMALL PORTIONS OF EQUITY TO BE SOLD SELECTIVELY > Centre to list profitable PSUs on local bourses, *ET* , 26 November 2005 . 公企業株への小口投資家の著増については、後出の第2次UPA政権下の2011-12年度の財務相演説などを参照。
- (28) EIU, *Country Report - India*, March 2006 , p.22@ . 2005年12月27日付『日経新聞』に「<国営企業株>インド、売却再開 - 左翼政党が態度軟化」と題する記事が掲載されている。
- (29) 上記註(19)の拙稿第XI/XII節を参照。各公企業の「戦略的売却」事例の概要説明は、前NDA政権下の株式売却省ウェブサイトやその他の著書で見られた。UPA政権の発足以降は、財務省株式売却局のウェブサイトではしばらく取上げられなかったが、第2次UPA政権発足後の比較的新しい同局のウェブサイトでは同概要説明が掲載されている。 - Department of Disinvestment, Ministry of Finance, Govt. of India, *Brief Notes on Privatised Central Public Sector Enterprises ( CPSEs )*@ [ 2011.04.11 ] .
- (30) Department of Disinvestment, *Current Policy on disinvestments and programmes - 1.3. 3* , p.4/10@ [ 07.09.15 ] .
- (31) Boiling DMK forces govt to put selloff in the freezer, *ET* , 7 July 2006 .
- (32) Tough words from Chennai, *ET* , 7 July 2006 .
- (33) Defence Comes As Coalition Dharma, *ET* , July 8, 2006 . NCMPの文言・解釈の問題についてはこれまでも取上げてきたが、同ET記事もこの問題に言及しており、NCMPの文言に沿えば利益計上公企業株式の売却は可能であり、株式売却反対政党側にも弱点があるとして、次のように述べている：< NCMP それ自体は、「株式売却」という言葉をまったく利用せずに、「一般的に、利益計上会社は民営化されないであろう」と述べている。株式売却反対政党側からすれば、このことが、BHELの株式売却という難局に際して、「株式売却」は「民営化」に相当しないと政府が主張することを、許してしまった。> - *ibid.*
- (34) 同表の出所は次のとおり： Department of Disinvestment-Ministry of Finance, Govt. of India, *Summary of Receipts from Disinvestment: 1991-92 to Till Date ( as on 22.12.2010 )* @ [ 2011.4.11 ] .
- (35) *Interim Budget 2009-10 Speech of Pranab Mukherjee, Minister of Finance*, February 16 , 2009 , para.32@ . 財務省『2009-10年度年次報告書』によれば、同組織の正式発足は

同年10月とされている：Ministry of Finance, *Annual Report 2009-10*, para.7.1@ . この註冒頭の財務相2009-10年度暫定予算演説では、その第32項において中央公共部門企業のコーポレート・ガバナンスのガイドラインについて言及している。インド政府重工業・公企業省公企業局が2007年6月にこのガイドラインを公布し、2010年5月に若干の修正が行われた：Govt. of India, Ministry of Heavy Industry and Public Enterprises, Department of Public Enterprises, *Guidelines on Corporate Governance for Central Public Sector Enterprises*, May 2010@ .

- (36) Department of Disinvestment, Ministry of Finance, Govt. of India, *National Investment Fund*@ [ 2011.05.14].
- (37) Ministry of Finance, *Annual Report 2009-10*, para.7.3~7.8@ ; Department of Disinvestment, Ministry of Finance, Govt. of India, *National Investment Fund - Corpus of NIF*@ [ 2011.05.14].
- (38) Department of Disinvestment, Ministry of Finance, Govt. of India, *National Investment Fund - USE of Disinvestment Proceeds*@ [ 2011.05.14].
- (39) 辻田祐子・湊一樹「アメリカとの原子力協定をめぐる政局流動化」『アジア動向年報2009年版』458~460頁。
- (40) 近藤則夫・島根良枝「第15次連邦下院選挙と第2次統一進歩連合の成立」『アジア動向年報2010年版』454~459頁。なお、「包摂的成長」については、次に取上げる2009-10年度財務相予算演説で、「包摂的成長に向けて」と題する大見出を掲げ、第45~62項において取上げられている。
- (41) President's address to the joint session of Parliament, para.8, *THE HINDU (News Update Service)*, June 4, 2009@ .
- (42) Department of Disinvestment, Ministry of Finance, Govt. of India, *Disinvestment Policy*@ [ 2011.01.10].
- (43) *Budget 2009-10 Speech of Pranab Mukherjee, Minister of Finance*, July 6, 2009@[ 2011.01.10].
- (44) Notes(41), para.34.
- (45) Department of Disinvestment, Ministry of Finance, Govt. of India, *Disinvestment Policy*@ [ 2011.01.10].
- (46) Department of Disinvestment, Ministry of Finance, Govt. of India, *Approach for Disinvestment*@ [ 2011.01.10].
- (47) *Budget 2011-12 Speech of Pranab Mukherjee, Minister of Finance*, February 28, 2011@ .

